

---

---

令和5年大和町議会8月随時会議会議録

---

---

令和5年8月7日（月曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

---

出席議員（17名）

1番	穴戸一博君	11番	千坂裕春君
2番	児玉金兵衛君	12番	門間浩宇君
3番	佐々木久夫君	13番	藤巻博史君
4番	佐藤昇一君	14番	堀籠日出子君
5番	今野信一君	15番	馬場久雄君
6番	犬飼克子君	16番	大須賀啓君
7番	馬場良勝君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君
10番	渡辺良雄君		

---

欠席議員（1名）

8番	千坂博行君		
----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
総務課長兼 危機対策室長	千 葉 正 義 君	都 市 建 設 課 長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	上下水道課長	野 田 実 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長 兼 徴収対策室長	小 野 政 則 君	教育総務課長	遠 藤 秀 一 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
子 ども 家 庭 課 長	村 田 充 穂 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 兼 議 事 庶 務 長 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前9時59分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

時間少し前ですが、全員おそろいですので開会させていただいてよろしいでしょうか。

「はい」と呼ぶ者あり。

開会前に申し上げます。ただいま9月末までのクールビズ実施期間中でありますので、暑さをしのぎやすい服装で差し支えありません。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

ただいまから令和5年大和町議会8月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番大須賀 啓君及び17番槻田雅之君を指名します。

---

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間のみにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日間のみに決定しました。

---

日程第3「議案第57号 令和5年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第3、議案第57号 令和5年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

おはようございます。それでは議案書の1ページをお願いいたします。あわせまして別冊の令和5年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

初めに議案書でご説明申し上げます。

議案第57号 令和5年度大和町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ300万円を追加いたしまして、予算の総額を149億3,767万1,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

初めに2の歳入でございます。

21款1項1目1節繰越金につきましては、歳入歳出の財源調整といたしまして300万円を計上いたしております。

歳入は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長 （遠藤秀一君）

続きまして、歳出でございます。

9款教育費の補正でございます。3項中学校費1目学校管理費18節は中総体東北大会及び全国大会に出場する大和中学校の柔道部男子8名と水泳部女子1名、宮床中学校は東北大会等に出場いたしましたソフトテニス部男子2名と女子7名、卓球女子8名の出場生徒への助成及び今後の全国大会等への出場見込み分として補助金の増額をお願いするものでございます。なお、全国大会につきましては柔道が徳島県、水泳が

香川県等の四国地方で開催されるものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で議案第57号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第4「議案第58号 令和5年度大和町ふれあい文化創造センター舞台  
機構吊物装置更新工事請負契約について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第4、議案第58号 令和5年度大和町ふれあい文化創造センター舞台機構吊物  
装置更新工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。公民館長兼ふれあい文化創造センター  
館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長 （村田晶子君）

それではどうぞよろしくお願いたします。議案第58号 令和5年度大和町ふれあ  
い文化創造センター舞台機構吊物装置更新工事請負契約について、上記工事について  
次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、  
議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして1. 契約の目的、令和5年度大和町ふれあい文化創造センター舞台機  
構吊物装置更新工事。

2. 契約の方法、一般競争入札による請負契約。

3. 契約の金額、金9,350万円。

4. 契約の相手方、東京都台東区花川戸二丁目11番2号、森平舞台機構株式会社。

それでは議案第58号関係の資料をお手元にご用意願います。

こちらの資料に基づきまして説明をさせていただきます。

令和5年度大和町ふれあい文化創造センター舞台機構吊物装置更新工事請負契約について、1ページをお願いいたします。

初めに入札の状況でございますが、1の入札参加資格としましては（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

（2）令和5・6年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること。

（3）入札公告日から入札（開札）の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止の処分を受けていないこと。

（4）建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。

（5）工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。

（6）大和町入札参加承認時点において、機械器具設置工事の格付けがA級（総合評価値（P）が650点以上）であること。

（7）客席700席以上の舞台機構設備の新築または更新工事（平成20年4月1日以降に、完成・引渡し完了したもの）を元請けで施工した実績を有するものであること。

次に、2の入札の方法、（1）ダイレクト型一般競争入札とする。

（2）入札書は、①郵便（一般書留、簡易書留）による送付、②直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすること。指定の期日に間に合わなかった者は、失格とする。

（3）この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行する。

3の入札参加者でございますが、1者となりました。企業名は記載のとおりでございます。

4の入札の結果でございます。

（1）入札調書は令和5年7月31日に入札を執行し、記載のとおり結果となったものでございます。

この工事の予定価格は9,590万円、低入札調査基準価格は8,631万円であり、入札の結果1者が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留としたものです。

2ページをお願いいたします。



(2) この結果を受けまして、令和5年8月2日に応札者から積算内容等について事情聴取を行い、8月3日に「低入札価格調査委員会」を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。

低入札価格調査につきましては、①から⑨までの内容となります。これにより積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査をした結果、契約どおりの履行は可能であるとの判断から、落札決定をし最低価格を提示した森平舞台機構株式会社と令和5年8月4日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございますが、請負代金額は一金9,350万円、消費税を除いた金額8,500万円。契約相手方は東京都台東区花川戸二丁目11番2号、森平舞台機構株式会社でございます。

次に事業の概要でございます。

1の施工場所は、大和町ふれあい文化創造センター（まほろばホール）地内。

2の完成工期は、令和6年3月29日。

3の工事概要につきましては、(1)大ホール機械機器（材料）になります。電動吊物14件、巻上機0.4キロワット3台、0.75キロワット6台、1.5キロワット5台、2.2キロワット2台。

緞帳用インバーター新設1基、絞り緞帳用サイザル17メートル11本、元滑車直径300ミリ1基。

反射板固定用耐荷重2トンチェーン、長さ86メートル。

手動吊物23件、引綱ロープ直径24ミリ、23本、長さ724.5メートル。

共通材料、ワイヤロープ直径4～12ミリ、長さ6909.8メートル。ワイヤクリップ、ターンバックル、吊金物。

幕関係、単独幕13枚、組幕9対（18枚）、緞帳以外の全ての幕になります。組幕には手動開閉装置（カーテンレールなどを含むもの）でございます。

(2)小ホール構成機器（材料）になります。電動吊物3件、巻上機0.7キロワット3台。

共通材料、ワイヤロープ直径4ミリ、長さ176.4メートル。ワイヤクリップ、ターンバックル、吊金物。

幕関係、組幕1対、手動開閉装置（カーテンレールなどを含むもの）でございます。

3ページをお願いいたします。

(3)経費についてでございます。交換工事費、試運転調整費、養生仮設費、運送費、撤去材料費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、それぞれ一式でございます。

4ページにつきまして、4ページをお開き願います。

施工箇所の位置図になります。

5ページをお開き願います。

大ホール、施工箇所の平面図でございます。大ホールの吊物装置更新対象機器、工事対象装置の部分を赤丸で表記しております。

6ページをお開き願います。

施工箇所の断面図でございます。客席は下の矢印、右側になります。赤枠で表記の部分になります。

7ページにつきましては、小ホールの施工箇所の平面図、断面図でございます。

以上となります。どうぞよろしくお願いいいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で議案第58号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

1点お尋ねをいたします。入札応募者が1者ということなんですけれども、入札条件の中で（2）以降、大和町のと、なかなかこういう入札はなかなか出ないんですけれども、こういった条件で入札の足を引っ張ったというようなことはないのか、その辺を少しだけお尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長 （村田晶子君）

それでは、渡辺議員のご質問にお答えいたします。入札につきましては一般競争入札の結果、1者となりましたので、この事業所につきましては、まほろばホール開設の際に舞台機構の設備を納入した業者ということで、保守点検や部分的な更新工事も行っていたとおるといったところになりまして、結果は1者ということになっておりますので、特にそのようなことはなかったかと思われまます。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）  
渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

今少し背景的なことをお伺いをしたので、理解はできたんですけども、入札が1者でこの資格の（2）以降が本当に必要だったのかどうかというのはちょっと私的には疑問に思うんですね、であれば、ほかにも元の納入業者じゃなくても応募した業者が出るのではないかという疑問を持ったんですけども、そのことについてご回答をいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。入札参加資格（2）の令和5・6年度の部分でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）こちらの条件につきましては、一般競争入札であっても全ての入札において条件として入れておりますので、令和5・6年度の入札参加資格の承認された者というのは、必須の条件となっておりますので、今回もそのようにさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）  
ほかにありますか。7番馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

少し前者のに関連するんですが、見積りって何者から取られたかお答えください。

議 長 （高平聡雄君）  
公民館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長 （村田晶子君）

見積りににつきましては1者で見積りをさせていただいておりました。

議 長 (高平聡雄君)  
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)  
こういう高額な工事って普通相見積りというかほかの会社とかから取ったりするものだと私思ってたんですけども、1者だけということは、この会社に要は見積りをさせてこの会社が落札したということでいいんですか。

議 長 (高平聡雄君)  
財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)  
馬場議員の質問に、訂正させていただきます。見積徴収業者数につきましては2者となっております。  
よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)  
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)  
2者ですね。了解しました。

議 長 (高平聡雄君)  
ほかにありませんか。  
「なし」と呼ぶ者あり  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。  
これから議案第58号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「議案第59号 令和5年度大和町ふれあい文化創造センターホール棟調光盤及び照明改修工事その2請負契約について」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第59号 令和5年度大和町ふれあい文化創造センターホール棟調光盤及び照明改修工事その2請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長（村田晶子君）

それでは、議案第59号 令和5年度大和町ふれあい文化創造センターホール棟調光盤及び照明改修工事その2請負契約についてでございます。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1. 契約の目的。令和5年度大和町ふれあい文化創造センターホール棟調光盤及び照明改修工事その2。

2. 契約の方法、一般競争入札による請負契約。

3. 契約の金額、5,280万円、内消費税480万円。

4. 契約の相手方、仙台市青葉区本町二丁目4番6号。パナソニックEWエンジニアリング株式会社北海道・東北支店になります。

それでは、資料の議案第59号関係資料をお願いいたします。

令和5年度大和町ふれあい文化創造センターホール棟調光盤及び照明改修工事その2請負契約についてでございます。

1ページをお願いいたします。

入札の状況でございますが、1の入札参加資格としましては、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

（2）令和5・6年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること。

（3）入札公告日から入札（開札）の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止の処分を受けていないこと。

（4）建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。

(5) 工事現場に監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

(6) 大和町入札参加承認時点において、電気工事の格付けがA級（総合評定値(P)が1,000点以上）であること。

次に、2の入札の方法でございます。

(1) ダイレクト型一般競争入札とする。

(2) 入札書は、①郵便（一般書留、簡易書留）による送付、②直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすること。指定の期日に間に合わなかった者は、失格とする。

(3) この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行する。

3の入札参加でございますが、1者となりました。

企業名は記載のとおりでございます。

4の入札の結果でございます。

入札調書は令和5年7月31日に入札を執行し、記載のとおり結果となったものでございます。この工事の入札予定価格は4,962万円、低入札調査基準価格は3,473万4,000円。この結果を受けまして、令和5年8月4日に仮契約を締結したものでございます。

2ページになります。

契約の内容でございますが、請負代金、一金5,280万円、消費税を除いた金額4,800万円。契約相手方、仙台市青葉区本町二丁目4番6号、パナソニックEWエンジニアリング株式会社北海道・東北支店。

事業の概要でございます。

1の施工場所、大和町ふれあい文化創造センター（まほろばホール）地内。

2の完成工期は、令和6年3月29日。

3の工事概要につきましては、（1）大ホール舞台演出用照明負荷。フットライト用コンセント2台。C型30アンペアコンセント1個、直1回路、DMX信号出力コネクタ1系統。

フットライト用可搬型調光ユニット2台。入力100ボルト。C型30アンペアプラグコード付。出力IL15アンペア、3チャンネル（最大トータル30アンペア）。

入力信号DMX512（1990）。

舞台ウォールのコンセント2台。接地15アンペア抜止のコンセント4個、直1回路。DMX信号出力コネクタ2系統、第1、第2ボーダーライト2組。フルカラーLED

(専用信号ケーブル付) 14台。

同上コンセントボックス、ジョイントボックス、ボーダーケーブル各4式。

アッパーホリゾンライト用コンセントボックス2台。同上ジョイントボックス、ボーダーケーブル各2式。

天井反射板ライトLED750型、調光盤0～100パーセント。3,000ケルビン34台。

同上電源ボックス2台、ジョイントボックス4台、ボーダーケーブル2本。

調光設備、調光盤改造1面。

経費につきましては、運搬搬入費、機器取付結線工事費、調光盤改造費、配線・配管工事、1式試験調整費、既設品撤去工事費、産廃処分費、消耗材料費、諸経費、それぞれ1式でございます。

3ページをお願いいたします。

3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

4ページにつきましては、大ホール舞台演出照明負荷は赤枠の部分でございます。調光盤の改造は、青枠の部分でございます。施工箇所の平面図になります。

5ページにつきましては、天井反射板のライトが黄色の②で表記をしております。ボーダーライトを赤枠で表記し、施工箇所の平面図でございます。

6ページにつきましては、天井反射板のライト、ボーダーライト、施工箇所の断面でございます。黄色と赤枠で表記をしております。

以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

以上で議案第59号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第6「大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件について」

議長（高平聡雄君）

日程第6、大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件についてを議題とします。

本件については、宍戸一博君の一身上に關することでありますので、地方自治法第117条の規定により、宍戸一博君の退場を求めます。

〔1番 宍戸一博君退場〕

議長（高平聡雄君）

本件は去る6月6日に大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会を設置し、審査を付託した件であります。

ここで、本件について委員長より審査結果の報告を求めます。

大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会委員長槻田雅之君。

大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会委員長（槻田雅之君）

私から大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会における審査結果についてをご報告させていただきます。

皆様のお手元にございます報告書をご覧ください。

令和5年5月19日付けにて審査請求があった事項について、審査を行ったので、大和町議会議員政治倫理条例、以下、条例とさせていただきます。

条例第11号第3項の規定に基づき、審査の結果を報告させていただきます。

1ページをお開き願います。

1. 審査請求書についてです。提出月日は令和5年5月19日。審査請求者は大和町議会、大須賀 啓議員以下ご覧のように5名の議員です。

審査対象議員は宍戸一博議員です。

次に、審査請求の対象となる事由の該当条項です。

1つ目が条例第6条第1号、「町民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと」。



2つ目が条例第6条第8号、「町の職員（臨時職員等も含む。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」です。

次に、政治倫理基準に違反する事実でございます。

1つ目が「税金滞納」です。

2つ目が「議員報酬等差押え命令に伴う供託手続きによる事務負担増」です。

2ページをお開き願います。

政治倫理基準に違反する事実に係る証拠です。

証拠については、大和町長から提出されました報告書です。その内容については、議会議員に対する滞納処分に係る財産調査のための照会が2件。議員報酬等の差押え命令の送達報告が3件です。

次に、3ページをお願いします。

2. 審査請求書提出及び審査特別委員会設置に至る経緯です。

本年2月20日に町長から報告書が提出され、その後議長が町の顧問弁護士に相談の上、全員協議会及び議会運営委員会を開催いたしました。その結果、条例に基づき5名の議員により審査請求書が提出されました。その後は議会運営委員会において取扱いを協議し、全員協議会の了承の下に6月定例会議の最終日において、本審査特別委員会の設置議案を可決し、調査及び審査を付託されています。

次に、4ページをお開き願います。

3. 特別委員会の設置です。審査請求書が議長に提出され、議会運営委員会の議決を経て、6月定例会議において審査特別委員会が設置され、調査、審査を付託されました。

委員は次の表のとおりとし、審査対象議員及び議長を除く16名でございます。

次に、4. 審査の経過です。

審査に付託された事件が条例第6条に規定されている政治倫理基準に違反する行為であるか否かです。さらには違反する場合は、条例に基づく措置をどうすべきかを審査対象議員に対する意見聴取等を含む計4回にわたり公平かつ慎重に調査及び審査をいたしました。

審査経過内容は5ページに記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

6ページをお開きください。

5. 審査の結論の1) 政治倫理基準の違反行為の存否についてです。

中段辺りをご覧ください。

本件において、審査対象議員による税金滞納という遵法意識の欠如となる行為は条例第6条第1号に該当し、さらに裁判所の差押え命令による供託手続が発生し、役場内の公正な職務執行を妨げる事態を招いたことは、同条第8号に該当することを踏まえ、条例第6条に規定する政治倫理基準に違反するとの結論に至りました。

次に、2) 必要と認める措置です。

本特別委員会は政治倫理基準に違反するとの結論により、条例第11条第4項に基づく必要な措置として、町民の信託を受けた議員が町民全体の代表者としての名誉と品位を損ない、大和町議会の信用を失墜させたことに対し、公開の議場における「謝罪文の朗読」といたしました。

このことは、審査対象議員に本報告書で示した審査の結果を真摯に受け止め、町民全体の代表である議員の役割り及び責務を正しく認識した上で、議員としての本来の職責を果たしていただくことを期待し、措置と決定したものでございます。

皆様の懸命なご判断をお願いし、以上で委員長報告とさせていただきます。

終わります。

議 長 (高平聡雄君)

以上で委員長の報告を終わります。

ただいま大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会委員長より審査結果の報告がありました。

本件の審査においては、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、本件の審査においては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから大和町議会議員政治倫理条例第11条第1項の規定に基づく政治倫理基準違反の存否についてを採決します。

本件に対する委員長報告は、政治倫理基準の違反ありであります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって大和町議会議員政治倫理条例の政治倫理基準違反があることに決定しました。

大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求事件については、政治倫理基準違反があると決定されましたので、大和町議会議員政治倫理条例第11条第4項の規定に基づく必要な措置についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

---

---

追加日程第1「大和町議会議員政治倫理条例に基づく必要な措置について」

議長（高平聡雄君）

追加日程第1、大和町議会議員政治倫理条例に基づく必要な措置についてを議題とします。

ただいま追加日程表を議員各位にはタブレット、執行部には追加日程表を配りますのでお待ちください。

本件に対する大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会の委員長報告は、議場における謝罪文の朗読であります。

本件の審査においては、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって本件の審議については、質疑を省略して討論、採決を行うこととします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから大和町議会議員政治倫理条例第11条第4項の規定に基づく必要な措置についてを採決します。

本件は委員長報告のとおり議場における謝罪文の朗読に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、大和町議会議員政治倫理条例第11条第4項の規定に基

づく必要な措置は議場における謝罪文の朗読に決定しました。

ただいま必要な措置を議場における謝罪文の朗読と決定しましたが、同条例第7項の規定に基づく公表についてを採決します。

本件に対する公表の方法は、議会だより及びホームページに掲載することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、公表の方法については議会だより及びホームページに掲載することに決定しました。

ここで、宍戸一博君の入場を許します。

〔1番 宍戸一博君入場〕

議長（高平聡雄君）

ただいま決定しました大和町議会議員政治倫理条例第11条第1項に基づく政治倫理基準違反の存否及び同条第4項に基づく必要な措置を申し伝えます。

宍戸一博君の起立を求めます。

議員は町民の代表として町民の信頼に値し、町民から非難を受けないよう政治倫理の向上に努めることが求められます。それによって職務の公正さや職務執行の正当性を強め、議会の公正な運営と町政に対する町民の信頼に応えるものと考えられます。その中で宍戸一博君の取った行動は、遵法意識の欠如となる税金滞納であります。

さらに、裁判所の差押え命令による議員報酬及び期末手当の差押えによって、通常にはない供託手続が発生し、役場内関係各課等の公正な職務執行を妨げる事態を招いております。これらは大和町議会の品位と名誉を損なう行為であるとともに、信用を失墜する行為であり、大和町議会議員政治倫理条例第6条第1号及び第8号の政治倫理条例に違反する行為であります。

よって条例第11条第4項に基づく宍戸一博君に対する措置を議場における謝罪文の朗読と決定したことを申し伝えます。

ここで議決に基づく宍戸一博君に対し、謝罪を求めます。

1番（宍戸一博君）

先程、大和町議会議員政治倫理条例に基づく「政治倫理基準違反」及び「必要な措

置」が議決されましたので、決定に従い、謝罪をさせていただきます。

提出されました審査請求書に記載されているとおり、国民の納付義務である税金を滞納し、更には、議員報酬及び期末手当の差押え命令による供託手続きに伴い、役場関係各課に対して、通常業務にはない事務負担をお掛けしたことは事実であります。

このことにより、大和町議会の信用を失墜させてしまうこととなり、誠に申し訳ありませんでした。

また、大和町民の皆様、そして、大和町議会議員の皆様を始め、役場関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしたことに改めて、お詫び申し上げます。

私自身、公人としての認識の甘さ、町民の代表である議員として慎重さに欠けていたことを深く反省しております。以後、更なる議員倫理を自覚し、大和町議会の品位を汚すことのないよう努めて参ります。

令和5年8月7日、大和町議会議員、宍戸一博。

議長（高平聡雄君）

ここで、議長として一言申し上げます。

宍戸一博君はただいまの決定を真摯に受け止め、議員の責務を正しく認識し、町民全体の代表である議員の役割及び責務を正しく認識した上で、今後議員として本来の職責を果たしていただくことを期待します。

なお、ここで皆さんにお願いを申し上げます。私たち町議会議員は町民の代表者としてその倫理性を常に自覚し品位を保持し、見識を養うよう努めなければなりません。各議員におかれましては、このことを常に念頭に置かれ公正で開かれた町政の発展に努めていただきますようお願いをいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年大和町議会8月随時会議を散会として、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時49分 散 会